

# ■ 院内感染防止対策に関する基本指針

## 1 院内感染対策に関する基本的考え方

当院では来院されるすべての患者様の安全と安心の確保をめざし、スタンダードプリコーションをはじめとする科学的根拠に基づく感染対策を、確実かつ継続的に臨床実践し、抗菌薬を適正に使用し、いつの高い医療を提供できるよう、職員一同取り組むことを基本とする。

## 2 感染対策に関する組織と体制

感染対策推進のために、本指針に基づき以下の組織を設置する。

- (1) 院内感染対策委員会
- (2) 感染対策チーム (ICT)
- (3) 抗菌薬適正使用支援チーム (AST)
- (4) 感染リンクナース会

## 3 感染対策のための職員研修

感染制御全般及び抗菌薬適正使用の徹底と推進を目的とし以下の研修を実施する。研修参加者の職種、人数、成果などを記録に残して研修を評価する。

- (1) 新入職員を対象とした基本研修
- (2) 全職員対象の感染対策講習会 (年2回)
- (3) 医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師を対象とした抗菌薬適正使用関連の研修
- (4) 看護職を対象とした感染防止技術の研修
- (5) 職種別の研修

## 4 院内感染等の発生状況の報告

院内で臨床的に問題となる感染症または感染状況が発生した場合は、当該診療科主治医および当該病棟看護管理者は、それぞれ感染対策室へ速やかに報告をする。また、検査部が同様の事象発生を把握した場合も同様に感染対策室へ速やかに報告する。検査部からの即時報告対象微生物は別途規定に従う。

## 5 院内感染発生時の対応

感染対策室は院内で臨床的に問題となる感染症または感染状況の発生連絡を受けた場合には、院内感染対策委員会の指示のもとに、ICTが直ちに当該部門へ介入し、発生時期、発生件数、患者の症状、発生要因などを調査し、原因の究明、感染経路の遮断、適切な治療を指示し、感染の伝播拡大や再発防止の指導および実施状況の確認をする。病院長をはじめ病院管理部門に連絡し、行政への報告要否等について調整する。

また、必要に応じて、感染対策向上加算で連携している加算1届出施設へ介入・支援を依頼する。

## 6 感染対策指針の閲覧

本指針は、院内掲示等により患者又は家族、職員が閲覧することができる。

## 7 その他

本指針は感染症法の改正や感染対策に関する組織変更が行われた場合などの場合に、必要に応じて指針の改定をICTが審議し、院内感染対策委員会の承認をもって改訂することができる。

令和4年4月1日



学校法人国際医療福祉大学  
国際医療福祉大学三田病院  
病院長